

平成30年度第1回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成30年5月22日（火） 10時20分～11時05分
2. 場 所：総務省 10階 共用1001会議室
3. 出席委員：伊藤鉄男、浅井万富、日出雄平、大竹邦実、岩井奉信の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 平成30年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）について
 - (2) 平成29年度フォローアップ研修（追加研修）の実施状況及び参加者アンケート結果等について
 - (3) 平成28年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等について（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分）
 - (4) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修について
 - (5) その他
3. 閉 会

(配布資料)

- 資料1 平成30年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）
- 資料2-1 平成29年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果
（追加分）
- 資料2-2 平成29年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果
（全体分）
- 資料3 平成28年分収支報告に係る政治資金監査報告書について（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分）
- 資料4 登録政治資金監査人の登録者数及び研修の実施状況

資料A フォローアップ研修参加申込者からの質問等(既存の回答と同旨のもの)(平成30年度7～10月分)

(本文)

【伊藤委員長】 それでは、少し早いですけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから平成30年度第1回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、まず、事務局より人事異動の挨拶がありますので、お願いいたします。

【生沼事務局長】 4月1日付で事務局長を拝命いたしました、生沼でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【彌栄収支公開室長】 同じく4月1日付で着任いたしました、収支公開室長の彌栄でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【伊藤委員長】 次に、平成29年度第5回委員会の議事録についてでございます。各委員から事前に賜った御意見を反映させたものをお手元にお配りしておりますが、これについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【伊藤委員長】 では、御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成29年度第6回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に、御意見等がありましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

議題(1):平成30年度政治資金適正化委員会の主な審議事項(案)について

【伊藤委員長】 それでは、本日の第1の議題といたしまして、平成30年度政治資金適正化委員会の主な審議事項(案)についての説明を事務局にお願いします。参事官補佐、お願いします。

【外圍参事官補佐】 それでは、お手元にお配りしております資料1をお開き願います。平成30年度政治資金適正化委員会の主な審議事項(案)でございます。

内容は、1と2と3、3が(1)と(2)に分かれている形になっております。

まず、1の登録政治資金監査人の登録及び研修でございます。登録政治資金監査人を全

国各地において今後も安定的に確保できるよう、昨年度に引き続き、政治資金監査制度の意義や登録政治資金監査人の登録手続等について、効果的な周知・広報に取り組み、登録時研修を着実に実施するとともに、来年度の研修受講機会の確保等について検討を行うこととしております。

審議スケジュール（案）でございますが、平成30年12月から平成31年2月あたりを考えております。来年度の研修受講機会の確保等について、御検討いただければと存じます。

次に、2の政治資金監査に関する具体的な指針等でございます。登録政治資金監査人や国会議員関係政治団体等からの質問や意見等を踏まえまして、政治資金監査制度の一層の定着と安定的な運用のため、政治資金監査に関する具体的な指針等について、必要な検討をお願いしたいと考えております。

審議スケジュール（案）でございますが、平成30年7月から平成31年3月を考えております。政治資金監査に関する具体的な指針等について、御検討をお願いすることが考えられます。

次に、3の政治資金監査の質の向上でございます。

(1) フォローアップ研修（再受講研修及び実務向上研修）についてでございます。政治資金監査実務に関する知識の向上に資するため、昨年度に引き続き、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修を実施することとしております。今年度は、平成30年6月から開始してまいります。今年度の実務向上研修について、昨年度との違いですが、個別の指導・助言の取組で明らかになった誤りの事例を図示等することにより、同様の誤りの防止を図ることとしております。このほか、受講者には実務経験者が多いことから、政治資金監査の実施及び政治資金監査報告書の作成に当たって特に誤りやすい点など、留意すべき事項等に関する演習問題を充実することとしております。

また、今年度のフォローアップ研修の実施状況を踏まえまして、来年度の研修内容等について検討を行うこととしております。

さらに、個別の指導・助言の対象者に対する呼びかけの継続等、フォローアップ研修への参加の促進を図ることとしております。個別の指導・助言の対象者に関する呼びかけにつきましては、今年度も実施してまいりたいと考えております。

審議スケジュール（案）でございますが、平成30年7月から10月にかけて、今年度、平成30年度研修実施計画の追加について、御検討をお願いできればと考えており

ます。それから、平成30年12月から平成31年3月までの間に、来年度の研修内容等について、御検討をお願いできればと考えております。

(2) 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言についてでございます。登録政治資金監査人への注意喚起によって、政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげ、政治資金監査のより適確な実施を図ることを目的として、これまでに、平成26年分から平成28年分の3カ年の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言を実施してまいりました。

平成29年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした取組についても、これは昨年度の第4回委員会でございますが、継続して行うことを決定しており、本年12月に都道府県選挙管理委員会等から報告を受領した後、速やかに個別の指導・助言の対象等に関する審議を行うこととしております。

また、個別の指導・助言の実施に当たっては、引き続き、関係士業団体とも連携・協力してまいりたいと考えております。

審議スケジュール(案)でございますが、平成30年10月に、平成29年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした取組の方針についての確認等を行いたいと考えております。また、平成30年12月には、都道府県選挙管理委員会等からの報告に基づく個別の指導・助言の対象等に関する具体的な審議を行っていただきたいと考えております。

資料1につきましては、以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 それでは、本議題につきましては御了承いただいたということで、次に進めさせていただきます。

議題(2):平成29年度フォローアップ研修(追加研修)の実施状況及び参加者アンケート結果等について

【伊藤委員長】 第2の議題といたしまして、平成29年度フォローアップ研修(追加研修)の実施状況及び参加者アンケート結果等についての説明を事務局にお願いします。

【外圍参事官補佐】 資料2-1、お手元にお配りしております円グラフのものをお開き願います。追加分と全体分ということで、それぞれ資料2-1、2-2としております。

お手元の資料2-1は、年明けの追加研修に係るアンケート結果になっております。取りまとまりましたので、今回、御報告するものでございます。

1ページ目です。まずは、フォローアップ研修の午後に行われる実務向上研修追加分、平成30年1月29日及び3月26日に行われたものについてのアンケート結果になります。

1の参加者の状況等でございます。参加者数は119名でございました。ここには書いてはございませんが、個別の指導・助言の対象者46名全員にお声がけいたしまして、そのうち、22名の御参加を頂くことができました。

それから、下の○です。アンケート回答者数は119名中111名で、回収率は93.3%でございます。アンケート回答者数のうち、これまでに監査を行ったことがある者は69名で62.2%、28年分の監査を行った者は、そのうちの60名、28年分の監査を行った方の1人当たりの監査実施件数は、2.37件でございました。1人当たりの政治資金監査の実施件数の分布は、下のグラフに書いております。全体参加者数は、年内分が1,014名だったのに対しまして、今回は119名ということで、母数が少し小さいですが、その前提で、以下、年内分との傾向の違いを中心に御説明してまいります。

2の研修の満足度でございます。

(1) 全体評価でございます。全体に年明けの追加分については御好評いただいております。回答のうち、「とても参考になった」とする方の割合が、表の中、実務経験ありの今回初めてという方が100%であったこと、それから、実務経験ありの小計、全体が91.2%でございました。年内分が83.5%だったのに対して、8ポイント近く増でございます。実務経験なしの方も、合計が91.9%でございまして、年内の88.6%よりも増になっております。全体では91.4%になっておりまして、年内分の85.6%よりも好評を頂いたのではないかと考えております。

次に、2ページをお開き願います。講義科目別評価でございます。①政治資金監査のポイントになります。これは講義の前半の解説部分になります。これも全般的に好評いただいております。「とても参考になった」とする回答の割合が、実務経験ありの方で91.7%、年内分が83.2%だったのに対して、8ポイント以上増になっております。全体では90.3%でございまして、年内84.2%よりも6ポイント以上増になっております。

一番下の主な意見等でございますが、「要点が詳しく説明されており、テキストもわかりやすい」とか、「項目別に書かれている点が良かった」といった御意見がありました。

次に、3ページをお開き願います。②演習問題でございます。講義の後半の部分でございますけれども、こちらにつきましては、「とても参考になった」という回答が、実務経験ありの方で微減、1.3ポイントほど減になっております。それから、実務経験なしの方は増でございました。96.9%に対し、年内が89.7%でございましたので、7ポイント以上増になっております。全体では91.1%でございまして、89.4%の年内よりも微増となっております。

一番下の主な意見等でございます。「前半の講義の繰り返しがくどく感じた」という御意見がございました。ただ、私どもとしては、むしろ、繰り返しに繰り返して習熟と定着を図ってまいりたいと考えているところでございますので、繰り返しをする部分は多々あるかと思えます。それから、「問題を解く時間が必要」という御回答も頂いております。講義の中で、「10秒差し上げますので、どれが正解か考えてください」といったような時間を設けるようにという御意見だったんですけれども、設けたら設けたで、その時間は不要ではないかという意見がかつて頂いたこともございますので、長いか短いかというのは人によって違う部分もございますので、これは如何ともし難いかなと考えております。

4ページをお開き願います。3の研修資料の分かりやすさについてでございます。おおむね御好評いただいておりますけれども、年内分との傾向の違いは、ほぼ見られませんでした。年内分全体が88.5%だったのに対し、今回は90.5%で、2ポイントの増となっております。

主な意見等でございます。「注意すべきところが赤字になっており、目立っていた」という御意見とか、「具体例が多くわかりやすい」といった声がございました。

次に5ページ、4の研修時間の長さでございます。こちらにつきましては、「ちょうどよかった」という回答の割合が減少してしまっております。一方で、「もう少し時間をかけてほしかった」という方と「長かった」という方、それぞれが増加してしまっております。多数派には「ちょうどよかった」とおっしゃっていただいておりますので、ひとまずはやむなしかなとは考えております。

主な意見等でございます。「集中力が続く程度であった」、これは適切な長さだったとの意味のようでございます。そのほか、「要点のみを説明してほしい」という声もございました。

続きまして、6ページをお願いいたします。5の今後の研修の参加意向でございます。こちらにつきましては、もともと年内も高く出ておりましたけれども、今回、全員の方に、「今後も参加していきたい」という御回答を頂いております。

主な意見等でございますが、「最新情報の入手や、政治資金監査実務能力の維持・向上を図るために、今後も参加したい」という声や、「1年に一度は研修を受けたい」という御意見がございました。これらにつきましては、士業団体に継続的専門研修にこのフォローアップ研修を位置づけていただいていることも効いているのかなと考えております。

次に、7ページでございます。6の来年度以降の研修で受講したい内容（複数回答）でございます。こちらについては、いい、悪いを聞いている質問ではございませんで、本当にアンケートでございます。回答の中身は、Q&Aの詳しい解説、実践的な演習問題、事務局に問い合わせの多い事例及びその解説、その他という4つの選択肢でございます。年内との傾向の違いは、Q&Aの詳しい解説をしてほしいという声が増えた一方で、実践的な演習問題を出してほしいという声が少なくなっていることが挙げられます。全体の数値ですと、Q&Aの詳しい解説が24.7%から28.4%に少し増えた一方で、実践的な演習問題につきましては、33.5%から27.6%に減ってしまっております。総じて、事務局に問い合わせの多い事例及びその解説を充実してほしいという声が多かったようでございます。これは参加者のうちの5人に1人が個別の指導・助言の対象者だったからということも要因としてあるかなと考えております。

主な意見等でございます。「間違いの多い部分は、重複してもいいので、繰り返し説明してほしい」という御意見がございました。これにつきましては、私どもも重要であると考えております。

その下の7のその他の主な意見等でございます。「会場の場所がわかりにくかった」という声と、「スクリーンの位置が低く、前の人で見づらかった」という会場に対する御意見がございまして、これらにつきましては、私どもも、今後、改善を図ってまいりたいと考えております。

フォローアップ研修のうちの実務向上研修については以上でございます。

次に、8ページをお願いいたします。再受講研修の追加分でございます。こちらは午前中の講義でございまして、登録時研修をおさらい的に受けていただけるものでございます。

1の参加者の状況等でございます。参加者数は26名でございました。アンケート回答者数は23名で、回収率88.5%。そのうち1人当たりの監査の平均実施件数は2件でござ

ございました。

2の研修の満足度でございますけれども、「とても参考になった」という回答をしていた方の割合が、年内が83.7%だったのに対し、今回は94.7%でございます、11ポイントの増となっております、総じて好評いただけたのかなと考えております。

主な意見等でございますが、「業務制限の範囲が明確になった」という意見や、「徴難明細書についての説明が参考になった」といった声がございました。

次に、9ページ、3の研修時間の長さについてでございます。「ちょうど良かった」という意見が年内に比べると減ってしまっております。年内が89.2%だったのに対し、今回は65.0%でございます。母数の回答者が23名と非常に少ないこともあるのかなとは思います。

主な意見等につきましては、「全体的に早口だった」という御意見がございました。こちらについては、私どもも、改善を図ってまいりたいと考えております。

10ページをお願いいたします。4の研修の方式でございます。研修の方式について、「今のままでよい」と御回答いただいた方の割合が、年内は94.8%だったのに対し、今回は94.7%ということで、特に大きな傾向の違いはございませんでした。全国の主要都市において開催する方式がよいかどうかという質問だったんですけれども、「今のままでよい」というものでございます。お一人、「変更してほしい」という方がいらっしゃったんですけれども、では、変更の内容は何なのかというところは空欄でございます、具体的にどういう変更がというのは、私どもとしてはわからなかったという状況でございます。

次に、11ページ、5の今後の研修の参加意向でございます。これにつきましては、「毎年」とか「2～3年に一度」、「必要に応じて」、「その他」と回答を分けておりますが、毎年出ようと回答してくださった方が増加となっております。年内46.2%に対し、今回52.4%でございます。お一人、「その他」に回答を頂いているんですけども、この方も、では、具体的にどういう参加意向なのかというのは書いていただいております、で、「その他」の内容は不明でございます。

最後の6のその他の主な意見等でございます。「画面のスライドにテキストのページ番号が書いてあるが、講義進行の際にページ番号とタイトルを読み上げ、さらに該当ページを開くまでの時間をとってほしい」という声がございました。やはり、少し早く感じる方もいる模様でございます。それと、「1年に1回見直しが出来て良い」という御回答もございました。

年明けの追加分に係る資料２－１は以上でございます。

資料２－２は年内分のアンケートと合わせた全体の数値ですので、説明は省略させていただきます。

資料２につきましての説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【大竹委員】 御説明があったのかもしれませんが、１月以降に受けられた方は年内分には参加されていない方なんですか。年内分にも参加されて、かつ、年明けにも参加されたということですか。その辺は特に。

【外圍参事官補佐】 基本的には、年内分には参加していないけれども、年明け分には参加するという方が中心だと思います。ただ、個別の指導・助言の最新事例ができ上がりましたので、それもお伝えしますので来てくださいと全体にお声がけをしておりますので、年内分、年明け分、両方参加した方もいらっしゃるかもしれないとは存じます。すみません、ちょっとそこは把握しておりませんでした。

【大竹委員】 そうしますと、今回参加された方は、時期的に、年内よりは、やっぱり、年明けのほうがいいというお考えで参加された方が多いんですかね。自分の都合がよかったということなんですかね。

【外圍参事官補佐】 そういった声は多かったです。

【伊藤委員長】 最初の計画の中で、６月から３月ごろまで、初めから予定していたものですかね、それとも、新たにはめ込んだものですかね。

【外圍参事官補佐】 そうです。年内は６月から、たしか１１月までだったと思いますけれども、計画をしておりましたが、昨年度、委員会の中で、年明けにも追加してはどうかという御議論を頂きまして、私どもとしては、年明けは確定申告などがありますので、ちょっと難しいかと考えていたんですけれども、委員の先生方から、年明けでも、その時期を外せば結構来るのではないかという御意見を頂きまして、追加分を第３回委員会において開催をお願いしたところでございます。

【伊藤委員長】 今年度の研修の予定というスケジュールは、どうなっていたんですかね。

【外圍参事官補佐】 現時点では６月から１１月となっております。

【伊藤委員長】 そうすると、場合によっては、来年初めにすることも。

【日出委員】 それはぜひお願いしたいと思って。

【岩井委員】 年明けのほうの実務が近づいていますから、何かニーズはあるみたいですよ。

【外圍参事官補佐】 そうですね。

【伊藤委員長】 場合によれば、次からはスケジュールも初めからそういうふうにするという考えもあるんじゃないかな。

【外圍参事官補佐】 資料1の3の(1)で、研修実施計画の追加について検討というのを平成30年7月から10月と書いてございます。このときに、今年度も、もしかしたら、委員の先生方の御意見も踏まえながら、年明けもお願いしますとお願いすることもあるかと思えますし、来年度の平成31年度分の研修計画を議論する際に、これも委員の先生方の御議論を頂きながら、最初から年明け分を入れておいてはどうかということも検討していければと考えております。

【大竹委員】 最初から年明け分を設定していると、それを想定して、そっちのほうが良いとか。

【外圍参事官補佐】 そうですね。

【大竹委員】 年内の分が少なくなる。

【外圍参事官補佐】 そうですね、そういった懸念もあると思いますので、そこはちょっと。

【伊藤委員長】 難しいですよ。

【外圍参事官補佐】 今後、検討してまいります。

【岩井委員】 この2回は意外と好評で、たしか、部屋の中も結構いっぱいだったんで、ニーズは高いと思うが、最初から設定すると、そっちへ集中するかもしれないですよ。

【日出委員】 監査報告書を出す直前ですから、やっぱり一番、知識も新鮮になりますので、いいと思います。ただ、東京だけでいいのかという議論もあることはあるんですけどね。

【岩井委員】 そうなんですよ。

【日出委員】 全国的に個別の指導・助言の対象者の出方もありますよね。そこを踏まえて、ちょっと考えてもらったほうがいいかなと思っていました。

【岩井委員】 だから、念頭に置いておく必要はありますよね。

【伊藤委員長】 そうですね、それをどうするかでしょうかね。

【岩井委員】 ええ。

【日出委員】 定例化してもいいんじゃないですかね。

【伊藤委員長】 まあ、それはちょっと、では次回なのかな、7月というところ。

【生沼事務局長】 時期的なもの、あと、場所ですね。

【伊藤委員長】 そうですね。

【生沼事務局長】 東京開催だけでいいのかということも含めて、次回以降。

【伊藤委員長】 次回以降にまた。

【生沼事務局長】 ええ、御議論いただければ。

【伊藤委員長】 ほかによろしいでしょうか。

議題（3）：平成28年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等について（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分）

【伊藤委員長】 それでは、第3の議題といたしまして、平成28年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等について（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分）の説明を事務局にお願いします。

【外圍参事官補佐】 では、資料3をお願いいたします。平成28年分収支報告に係る政治資金監査報告書について（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分）でございます。

これにつきましては、政治資金監査マニュアルで、監査報告書の書き方、全4類型をお示ししております。この類型がそれぞれ何%だったのかとの調査を、制度導入以来、毎年、実施しております。平成28年分の監査報告書の分も取りまとめりましたので、御報告するものでございます。

（1）が政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合、（2）が会計帳簿に記載不備がある場合、（3）が会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合、領収書等をなくしてしまったとか、そういったことですね。（4）が収支報告書に支出が計上されていない場合、この4つの類型でございますけれども、このうちの（1）のすべて確認できた場合と（4）のそもそも支出が計上されていない、この割合が増えるほど、監査の制度としては望ましいわけでございますので、その数値を御報告しているものでございます。

資料3に戻っていただきまして、1つ目の○、総務大臣及び都道府県選挙管に提出された

平成28年分収支報告に係る政治資金監査報告書において、政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた、これは類型の(1)と(4)の合算でございますが、この政治団体の割合が97.8%でございました。平成26年分が97.7%、27年分が97.9%でございまして、ここ3年は、ほぼ横ばいとなっております。

2つの目の○ですが、引き続き、フォローアップ研修や個別の指導・助言の取組により、政治資金監査の質の向上を図ること等を通じまして、政治資金監査に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上につなげていきたいと考えております。

資料3につきましての説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【大竹委員】 28年分は97.8%ですけれども、これが始まった21年分はどのくらいだったんでしょうね。確認できたという部分ですね。

【外圍参事官補佐】 すみません、手元に資料がございませんが、これまでのところ、順調に増加を続けてきているところではございました。

【生沼事務局長】 ちなみに、平成24年ですが、手元にありまして、96.5%。

【大竹委員】 96.5%？

【生沼事務局長】 はい。平成25年分が97.1%。

【大竹委員】 増えてきていますね。

【生沼事務局長】 はい。

【伊藤委員長】 ほかによろしいですか。

【日出委員】 いいです。

その他の議題：フォローアップ研修参加申込者からの質問等(平成30年度7～10月分)

【伊藤委員長】 次に、第4の議題の前に、その他の議題といたしまして、フォローアップ研修参加申込者からの質問等(平成30年度7～10月分)の説明を事務局にお願いします。

【外圍参事官補佐】 資料Aをお開き願います。フォローアップ研修参加申込者からの質問等でございます。

これは、今年度分、フォローアップ研修にお申し込みいただいている監査人の方が、申し込み用紙に質問欄がございまして、その質問に対して研修の現場でお答えすることにな

るんですけれども、その内容につきまして、あらかじめ、委員会に決定していただくものでございます。

今のところ、頂いております質問はすべて既存のものでございまして、資料Aの後ろに、参考資料といたしまして、これまで聞かれておりました質問と回答につきまして、バックデータをお示ししております。これらに基づきまして、今回の資料を作成したところでございます。

まず、今のところ届いておりますのが、平成30年度の7月から10月分でございます。7月6日の名古屋の分でございます。1つ目、最近増加しつつあるクレジットカード・電子マネーによる立替払い（代表者あるいはスタッフ）が行われた際の保管書類、記録方法を教えてくださいというものでございます。

この回答でございますが、立替払いの場合、物品やサービス等購入相当分の精算は、政治団体内部の事務処理であると考えられることから、支出を受けた者は、物品やサービス等を購入した相手方を、支出の年月日は、物品やサービス等を購入した時点を記載することとなり、政治団体が代表者や職員に対し行った精算について記載するものではございません。

また、保存書類については、政治団体の代表者や職員が徴した領収書等を、政治団体の領収書等として保存することとなりますという回答になります。

2つ目のインターネットやメールによる請求書、領収書等の送付（受領）も散見されます。このようなケースでの印刷書類の可否についてでございます。

この回答ですが、まず、領収書等について、支出の相手方からインターネットやメールにより送付されるなど、パソコン上で確認する形式のものについても、出力した書面をもって領収書等として取り扱うことで差し支えありません。

また、請求書については、法令上、保存しなければならない旨の定めはありませんとする回答でございます。

3つ目のインターネットバンキングを利用した際の保管書類についても教示願いますにつきまして、回答は、インターネットバンキングを利用して振り込みをした場合、振り込み依頼を受け付けた旨を表示する画面を出力した書面に、当該書面を作成した金融機関名、支出の金額及び年月日が記載されている場合、振込明細書に該当しますので、当該振込明細書を保存することとなります。

また、当該振込明細書に支出の目的が記載されていない場合は、当該振込明細書に係る

支出目的書を作成することとなりますが、支出の目的が記載されている場合、会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を追記した場合を含みますが、この場合には、改めて支出目的書を作成する必要はございませんという回答でございます。

次に、裏にいつていただきまして、2の大阪分でございます。

「監査人」就任、これは政治資金監査契約締結のことですが、この契機はどのようになっているのか、参考まで類型別に教えていただけましたら幸いですという質問でございました。

回答は、これまでと同じですが、政治資金監査は、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体の合意に基づき契約するものでございます。当委員会において、お尋ねのような契機については承知しておりませんというものでございます。

次に、10月分、横浜でございます。

家賃や新聞代等の口座振替支払について領収書が発行されない場合は、領収書等を徴し難かった支出の明細書の作成が必要でしょうかという質問でございます。

これにつきましては、口座振替による支払で領収書等が発行されない場合は、領収書等を徴し難い事情に該当すると考えられます。この場合には、国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成することになります。

なお、翌月分の請求書に前月分の口座引き落としの案内が添付されているものについては、口座引き落としの案内は前月分の領収書等に該当しますという回答になります。

資料Aにつきましての説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

これは、これでいいということになると、研修が終わった後に載せていくんですか。

【外圍参事官補佐】 はい、おっしゃるとおりで、ただいまのところ、資料Aということで、委員限り資料にしておりますけれども、例えば7月6日の名古屋でのフォローアップ研修の場でこの回答をした後、第2回委員会が開催される場合、第2回委員会において、これを公表資料という形で公開することになります。同様に、その後の大阪とか横浜も、フォローアップ研修が終わった直後の委員会において、公表資料としてお出しすることになります。

【伊藤委員長】 ほかに何かございませんでしょうか。よろしいですか。

議題（４）：登録政治資金監査人の登録者数及び研修について

【伊藤委員長】 それでは、次に、第４の議題といたしまして、登録政治資金監査人の登録者数及び研修についての説明を事務局をお願いします。

【外圍参事官補佐】 資料４をお開き願います。これは毎委員会御報告しておりますけれども、登録政治資金監査人の登録者数及び研修の実施状況でございます。

１ページの１、都道府県別及び士業別登録政治資金監査人の登録状況につきましては、前回の第６回委員会から比べますと、一番下の部分、全国で２０名増加し、現在４，９４６名の監査人の方に登録していただいております。増加分の内訳は、弁護士の先生が２名、会計士の先生が９名、税理士の先生が９名という状況でございます。

裏にいただきまして、政治資金監査に関する研修の実施状況をお付けしております。

資料４に係る説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

よろしいでしょうか。

本日の議題は以上でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

【外圍参事官補佐】 すみません、先ほど大竹委員から御質問がありました資料３について、平成２１年分のすべて確認できたという数値の割合でございますが、９１．２％ございましたので、御報告させていただきます。大変失礼いたしました。

【伊藤委員長】 大分よくなったということ。

【大竹委員】 そういうことですね。

【外圍参事官補佐】 そうですね。

それから、本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省８階の会見室におきまして、事務局長によるブリーフィングを予定しております。本日の公表資料につきましても、その場で配付する予定でございます。なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に、５月２３日水曜日、明日の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【伊藤委員長】 それでは、以上をもちまして本日の……。

【浅井委員】 １つよろしいですか。

【伊藤委員長】 すみません。

【浅井委員】 すみません。先ほどの資料3で、すべて確認できたもの以外について、もちろん、悪質かどうかというのはあると思いますけれども、だめだったものについての罰則とかが適用された事例はあるのでしょうか。例えば、収支報告の不記載とか虚偽記載ということなんですけど。

【外圍参事官補佐】 政治資金規正法上、罰則規定はあるんですけども、それによって何か罰則が適用されたかどうかは、我々としては承知しておりません。

【浅井委員】 こちらでは承知できないということですか。

【外圍参事官補佐】 はい。

【浅井委員】 承知するというのは、罰則の適用というの、監査だけということですか。監査報告書も虚偽記載は罰則の対象になりますよね。

【外圍参事官補佐】 はい。

【浅井委員】 対象となった収支報告の不記載とか、もともと不記載とか、虚偽記載があって、監査報告がイ、ウ、エとかになると思うんですけど、その場合の対象の収支報告に対する罰則とかはあったのでしょうか。

【外圍参事官補佐】 この区分のイとかウの話ですか。

【浅井委員】 資料3を見て言っているんですけど。

【外圍参事官補佐】 資料3の記載例(2)とか(3)でございますでしょうか。

【浅井委員】 そうです。

【外圍参事官補佐】 会計帳簿上に記載不備があったり、会計帳簿と突合を行う書面が存在しない場合というのは、監査マニュアル上で、こういう類型もあるということでお示ししているものでございまして。

【浅井委員】 ですから、監査意見が適正に出なかったということは、何らかの問題があったということですよ。

【外圍参事官補佐】 問題と申しますか、例えば、間違って領収書を捨ててしまったような場合には、領収書等亡失等一覧表というものを作成していただきますけれども、その類型は(3)になるわけでございます。

【浅井委員】 必ず捕捉されているということで、捕捉というか、それに対して対応がされているという認識でいいわけですか。エという監査意見とか監査結果が出た場合については。

【外圍参事官補佐】 エというのは、上記イとウが複合した。

【浅井委員】 そうですね。

【外圍参事官補佐】 これは監査の段階において会計帳簿に記載不備がありました、それと、例えば領収書等がなかった部分がありましたということです。

【浅井委員】 監査報告はそれでいいですけど、もとがよくないということを言っているわけですよね。そのもとの方は、何も処分とか罰則適用はないという、一応、罰則はありますよね。

【岩井委員】 チェックしているのは支出の部分なので、多分、支出の記載で事件になった事例はないと思いますね。歳入の部分、収入の部分の記載や何かで問題になることはあるんですが。

【浅井委員】 ええ、寄附とかいろいろ。

【岩井委員】 ここでチェックするのは支出の部分なので、支出の部分については、確かにメディアではいろいろ言われるんだけど、多分、これ自体が刑事事件になった事例って、私は多分ないと思いますね。

【浅井委員】 刑事でなくても、行政処分とか、一応、禁錮とか罰金とかありますよね。

【井上政治資金課長】 それは刑事処分です。

【浅井委員】 それは刑事処分。刑事事件になったことはないということですか。

【井上政治資金課長】 行政処分自体の規定は、基本的にはこの法律にはない。

【浅井委員】 行政処分はないんですか。

【井上政治資金課長】 ないんですね。

【浅井委員】 では、間違っていたら、間違っている……。

【井上政治資金課長】 そもそも、政治団体に対する行政指導はできませんので。私どもは、確かに書類上の形式審査権はあって、例えば収支報告書を受け付けて、誤字があったり、数字の誤りがあったり、そういうものについては確認させていただいて、政治団体側に訂正していただくということはやっていますけど、それを越えて、政治団体に入って調べて調査をして、何らかの命令をするという実質的な調査権は持っていませんので、行政的に何か処分をするということは、法律上の権限がないものですからできない。

【外圍参事官補佐】 不記載、不備があるものも含めてすべて公開されるので、国民がそれに基づいて批判してくださいという法律でございます。

【井上政治資金課長】 会計帳簿自体は、あくまでも政治団体側が管理しているもので、世の中に対して出ていくものではない仕組みであって、ただ、出てきた収支報告書は公開

されますし、あるいは領収書も国会議員関係政治団体であれば、1万円を超えるものは最初から添付して出てきますから、情報公開請求の対象になりますし、1万円以下の領収書も、請求があれば、国会議員関係政治団体は提出しなければいけない。それが公開されるという仕組みになっているので、そこで見ていただいて国民の批判、批判というか、国民に見ていただくということなので、この時点で何らかの、行政庁が、総務省もそうですし、政治資金課もそうですし、適正化委員会もそうだと思うんですが、団体に対して、この会計帳簿はおかしいんじゃないですかみたいなことを直接言いに行くということは、権限がないので、なかなかできない。ただ、会計帳簿なり書類の保存の適正化を図っていくために、毎年、監査人さんに監査をしていただいて、こういう指摘をしていただく中で、直していただく。団体側で、会計帳簿なり書類の保存の仕方をより適正なものにしていただくために、この監査が働いていることなのではないかなと。

【大竹委員】 政治資金収支報告書は、会計帳簿が基礎にあつて、会計帳簿を基に収支報告書が作成されることになっているわけですね。監査人は、会計帳簿と収支報告書の連関が正しいかどうかを確認する役目だろうと思うんです。したがって、そもそも、監査の前の段階で、会計帳簿自体を改ざんしたり、そこに記載していないということがあれば、監査人はそれは知りようがないわけですし、監査人自体が会計帳簿が正しいかどうかを追及する責任はないと思います。ですから、少なくとも、今まではなかったんですけども、この制度で会計帳簿と収支報告書との関連といえましょうか、そのつながりが、きちり整理されたんだろうとっております。したがって、政治団体が不記載をしようと思えば、会計帳簿もごまかさないといけないということになるわけですね。もし、それが後から判明すれば、政治団体側、会計責任者が罰せられる。

【浅井委員】 そういう意味では、監査報告書はその旨を書くだけで終わるということでも、もし収支報告ができていなくても、それは別の捜査はあるかもしれませんが、これはここで終わってしまうということですね。

【外圍参事官補佐】 はい。

【浅井委員】 はい。

【伊藤委員長】 よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【外圍参事官補佐】 次回の委員会でございますが、日程調整をさせていただきました

結果、8月9日木曜日の午前10時30分より開催させていただきたいと存じます。詳細は、後日、文書にて連絡させていただきます。

【伊藤委員長】 それでは、本日は長時間にわたり熱心に御審議いただき、ありがとうございました。